

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 4 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第 6 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第 3 条第 2 項の給料表の職務の級が企業長が定める級以上である職員に対しては、支給しない。</u> 2 （略） <u>（1）～（5）</u> （略） （住居手当） 第 8 条 （略） （1） （略） （2） 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が居住するための住宅（企業長が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると	（扶養手当） 第 6 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第 3 条第 2 項の給料表の職務の級が企業長が定める級以上である職員に対しては、支給しない。</u> 2 （略） <u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（2）～（6）</u> （略） （住居手当） 第 8 条 （略） （1） （略） （2） 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業長が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの

認められるものとして企業長が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第13条第2項に規定する休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に当該職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第26条 第5条、第6条、第10条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～5 (略)

(岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置)

6 令和7年4月1日前に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市又は高石市の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの（企業長の求めにより職員となったものに限る。）について、同日前において岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年岸和田市条例第24号）、八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）、富田林市企業職員の給

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第13条第2項に規定する休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第26条 第5条、第6条、第8条、第10条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～5 (略)

<u>与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富田林市条例第45号）、水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年柏原市条例第46号）又は高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高石市条例第37号）（以下この項において「統合前の市の条例」という。）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。</u> <u>7</u> （略）	<u>6</u> （略）
--	---------------------

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定任期付職員の給与の特例） <u>第7条</u> 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。）第4条第1項、第5条、第6条及び第8条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 <u>2</u> （略）	（特定任期付職員の給与の特例） <u>第7条</u> <u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u> <u>2</u> 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。）第4条第1項、第5条、第6条、<u>第8条及び第18条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 <u>3</u> （略）

（大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～6 （略）	附 則 1～6 （略）

(60歳を超える職員の降給に関する特例) 7 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）<u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける職員に対する第1条及び第3条第4項の規定の適用については、当分の間、第1条中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給並びに大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例<u>附則第7項</u>の規定による降給」と、第3条第4項中「又は他の職への降任等に伴う降給」とあるのは「若しくは他の職への降任等に伴う降給又は大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例<u>附則第7項</u>の規定による降給」とする。	(60歳を超える職員の降給に関する特例) 7 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）<u>附則第5項</u>の規定の適用を受ける職員に対する第1条及び第3条第4項の規定の適用については、当分の間、第1条中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給並びに大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例<u>附則第5項</u>の規定による降給」と、第3条第4項中「又は他の職への降任等に伴う降給」とあるのは「若しくは他の職への降任等に伴う降給又は大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例<u>附則第5項</u>の規定による降給」とする。
--	--

（大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第16条 新給与条例第5条、第6条、第10条、第19条及び新給与条例附則第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 第16条 新給与条例第5条、第6条、<u>第8条</u>、第10条、第19条及び新給与条例附則第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、第3条第2項の給料表の職務の級が企業長が定める級以上である職員に対しては」と、同条第2項中「（5）身体又は精神に著しい障がいのある者」とあるのは
「（5） 身体又は精神に著しい障がいのある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。